



一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会
<http://www.taxi-tokyo.or.jp/>

プレスリリース

平成27年1月9日

報道関係者各位

東京都特別区・武三交通圏、東京都北多摩交通圏、南多摩交通圏及び、西多摩交通圏に係わる第2回タクシー準特定地域協議会の合同開催について

平成25年11月に公布された「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号。以下「改正特措法」）」が平成26年1月27日から施行され、改正前の特措法において指定を受けておりました特定地域におきましては、改正特措法に基づく準特定地域に指定され、引き続き当該地域の関係者がタクシー事業の適性化及び活性化に向け積極的に取り組んでいるところであります。

つきましては、改正特措法が施行され1年が経過することから、この1年間の取り組み状況等についてフォローアップを行うため、第2回タクシー準特定地域協議会を下記のとおり合同開催いたしますのでお知らせします。

なお、新たに協議会の構成員として加入したい方については、開催日の30日前（1月26日・月曜）までに下記の問い合わせ先へお申し出ください。

記

1. 日時 平成27年2月24日（火） 14:00～
2. 場所 自動車会館 2階 大会議室
〒100-6035 東京都千代田区九段南4-8-13
3. 予定している議題 (1) 準特定地域協議会の設置要綱の改正について
(2) 改正特措法施行後1年間の取り組みについて
(3) 準特定地域計画の改正について 等

本件に関する
お問い合わせ先

東京都特別区・武三交通圏タクシー準特定地域協議会事務局
東京都北多摩交通圏タクシー準特定地域協議会事務局
東京都南多摩交通圏タクシー準特定地域協議会事務局
東京都西多摩交通圏タクシー準特定地域協議会事務局
(一般社団法人)東京ハイヤー・タクシー協会
藤崎・高筒 TEL: 03-3264-8080

東京都特別区・武三交通圏タクシー準特定地域協議会
東京都多摩地区三交通圏タクシー準特定地域協議会

会場案内

日時：平成27年2月24日(火) 14:00～

自動車会館 2階 大会議室

東京都千代田区九段南4-8-13
電話番号 03-3264-8080 (東京ハイヤー・タクシー協会代表)

